**土地の所有者のみなさまへ**

**大阪府**

**平成２７年７月１日より**

**大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例が施行されています。**

**あなたの土地から土砂災害等を発生させないよう、**

**土地の管理を徹底して下さい！**

**※土砂の埋立て・盛土・堆積に際しては、行為者が予め許可を得ることが必要です。**

**※許可の必要のない行為であっても、行為中や行為後に災害等が発生した場合に　　は、行為者のほか土地の所有者にまで責任が及ぶことがあります。**

**【土地の所有者の責任について】**

■土地の所有者が、使用用途や事業計画について十分な確認を行わないまま土地使用者と賃貸借契約を結ぶなど、安易に土地を貸したり、その土地の管理を怠ったりした結果、土砂の不適正な処理が行われ、災害が発生したり、周辺の生活環境に支障を及ぼすなど、住民の生活の安全を脅かすような事案が発生しています。

■このような事案を発生させないために、土地の所有者が果たすべき責務を果たすことにより、不適正な処理が行われないように努めることが重要です。

■本条例では、土地の所有者の責務を定め、その所有する土地において不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう適正な管理等について定めています。

※詳細については裏面を参照のこと

【お問い合わせ先】

　■北部エリア（豊中市･池田市･吹田市･高槻市･茨木市･箕面市･摂津市･島本町･豊能町･能勢町）

大阪府 北部農と緑の総合事務所 みどり環境課　茨木市中穂積1-3-43（三島府民センタービル内） 電話：(072)627-1121㈹

　■中部エリア（大阪市･守口市･枚方市･八尾市･寝屋川市･大東市･柏原市･門真市･東大阪市･四條畷市･交野市）

大阪府 中部農と緑の総合事務所 みどり環境課　八尾市荘内町2-1-36（中河内府民センタービル内） 電話：(072)994-1515㈹

　■南河内エリア（富田林市･河内長野市･松原市･羽曳野市･藤井寺市･大阪狭山市･太子町･河南町･千早赤阪村）

大阪府 南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課　富田林市寿町2-6-1（南河内府民センタービル内） 電話：(0721)25-1131㈹

　■泉州エリア（堺市･岸和田市･泉大津市･貝塚市･泉佐野市･和泉市･高石市･泉南市･阪南市･忠岡町･熊取町･田尻町･岬町）

大阪府 泉州農と緑の総合事務所 みどり環境課　岸和田市野田町３-13-２（泉南府民センタービル内） 電話：(072)439-3601㈹

　■全般

大阪府 みどり推進室 森づくり課 保全指導グループ　大阪市住之江区南港北１-14-16（咲洲庁舎22階） 電話：(06)6941-0351㈹

　■ホームページ　http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/dosyajourei/index.html（みどり推進室森づくり課HP）

**１．本条例の目的**

土砂埋立て等に関する府、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的としています。（条例第1条）

**２．本条例の対象となる土砂、土砂埋立て等とは**

**（１）対象となる土砂**

○建設工事などにより発生した土、砂、礫、砂利及びこれらが集まったものです（改良土も本条例の対象）。

○有価物か無価物かは問いません。

○再生砕石、産業廃棄物である汚泥やコンクリートガラは該当しません。

**（２）対象となる土砂埋立て等**（条例第2条関係）

○土地の埋立て、盛土、その他の土地への土砂の堆積を行う行為です。切土のみの場合は、該当しません。

・埋立て：周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること。例えば、建設残土等で山間部の谷地を埋め立てる「残土処分場」などが該当します。

・盛土：周辺地盤面より高くなるように土砂を盛り、かつその形状の変更の予定がないもの。例えば、農地や宅地の造成等が該当します。

・一時堆積：周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂を盛り、その形状の変更（搬出）が予定されているもの。例えば、ストックヤードやいわゆる「仮置き」などが該当します。

**（３）許可の必要な土砂埋立て等**（条例第7条関係）

○埋立て等を行う土地の区域の面積が3,000㎡以上の場合は、許可が必要です。

○3,000㎡未満の埋立て等であっても、隣接等している複数の埋立て等の区域をあわせ、一団の土地の区域で3,000㎡以上となる場合には、許可が必要となります。

|  |
| --- |
| ※本条例の許可が不要な場合であっても、市町村条例の許可が必要な場合があります。所有する土地のある市町村役場にお問合せください。 |

**３．土地の所有者の方へ**

**①土地の所有者の責務等**（条例第6条、第26～27条関係）

○所有する土地において不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努める必要があります。

○許可に際して本条例第8条各項の同意を行った土地所有者は、埋立て等の施工状況を毎月1回以上確認し、計画と明らかに異なる埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに埋立て等の中止などを求め、知事に報告する必要があります。この義務を怠った場合、知事は、土地の所有者に対して当該埋立て等に関して必要な措置を講ずるよう勧告や命令をする場合があります。（施工状況の確認は、他の方にしてもらうことも可能です。）

**②土砂搬入禁止区域の指定**（条例第28条～30条関係）

○知事は土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、財産等を害するおそれがあると認められる場合、埋立て等が行われる土地及び周辺の土地を、土砂搬入禁止区域に指定することがあります。

**③報告の徴収**（条例第31条関係）

○知事はこの条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う者や土地の所有者に対して報告を求めることがあります。

**④罰則**（条例第37条、第39条関係）

○土砂搬入禁止区域への土砂の搬入：２年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○土地所有者に対する命令に違反：６月以下の懲役又は50万円以下の罰金

＜初版　平成31年４月１日作成＞